

芦 監 報 第 1 号

平成26年4月8日

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎
同 長 谷 基 弘

定期監査（事務監査）結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査（事務監査）を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を報告する。

定期監査（事務監査）結果報告書

- I 監査の種類 定期監査（事務監査）。
- II 監査の対象 平成25年4月1日から平成25年12月31日までのこども・健康部所管の監査対象事務について、当該事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、収入事務を重点項目として抽出により実施した。
[こども・健康部]
こども政策課，こども課，保育課，健康課
- III 監査の期間 平成26年1月20日から平成26年2月28日まで
- IV 監査の実施要領 監査の実施にあたっては、歳入予算の執行状況等の関係書類及び帳簿の提出を求め、関係職員からの説明を聴取するとともに、文書管理システム登録文書等から抽出する方法で監査を行った。
- V 監査の結果 次のとおりである。

[こども政策課]

1 組織及び事務事業（平成25年12月31日現在）

こども政策課の組織は、課長1名、主幹1名、係長1名、主査2名（育児休業1名を含む。）及び一般事務職1名の合計6名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）1名が配置されている。このうち、主幹1名及び主査1名は、教育委員会学校教育部（学校教育課）との併任である。

事務事業としては、児童福祉に係る総合調整、子ども・子育て支援新制度に係る調査、研究、企画及び計画策定並びに次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成25年12月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
		A	B	A-B	B/A
国庫支出金	10,443,000	0	0	0	—
県支出金	13,250,000	0	0	0	—
計	23,693,000	0	0	0	

3 指摘事項

監査の対象となる期間において、歳入予算の執行はないため、指摘事項はない。

[こども課]

1 組織及び事務事業（平成25年12月31日現在）

こども課の組織は、課長1名、係長1名、主席主査1名、所長1名、主任1名、一般事務職3名、再任用職員（保育職）1名の合計9名が配属され、さらに嘱託職員（家庭児童相談員4名・母子自立支援員1名・子育てセンターアドバイザー4名・すくすく学級保育士2名・すくすく学級幼稚園教諭1名）12名及び臨時的任用職員（事務補助1名・子育てセンターアシスタント11名・すくすく学級保育士2名）14名が配置されている。

事務事業としては、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法による援護措置並びにこれらに係る法外援護施策の調査、研究、企画及び実施、児童手当、児童扶養手当、子育て支援センター及び子育て支援事業並びにすくすく学級の管理運営に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成25年12月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円、%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
分担金及び負担金	48,000	80,477	66,677	13,800	82.85
国庫支出金	1,160,083,000	959,928,366	741,824,366	218,104,000	77.28
県支出金	245,572,000	206,826,000	138,431,500	68,394,500	66.93
諸収入	21,948,000	17,275,453	10,791,177	6,484,276	62.47
計	1,427,651,000	1,184,110,296	891,113,720	292,996,576	

3 指摘事項

- (1) 子育て家庭ショートステイ事業・母子生活支援施設入所事業・育児支援家庭訪問事業の実施については、本市規則又は実施要綱に基準が定められており、申請者が一定の要件に該当する場合には、申請者はその経費の一部を負担することとされている。また、規則又は実施要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定めることとされている。

ところで、今回、これらの自己負担金の徴収事務について調査したところ、納入通知の時期、納入期限の設定、あるいは納入遅延の場合の督促について、一定の取扱基準を定めておらず、個別の申請案件ごとに決定している状況がみられた。各事業に適応した取扱基準を速やかに定められたい。

- (2) 子育て支援事業の一環として、親子で参加する行事や小学生を対象とした料理教室を開催しているが、担当職員が参加費（実費負担金）を現金で徴収している事例がみられた。しかし、現金の取扱いは出納員及び現金取扱員（以下「会計職員」という。）が行うこととされ

ているため、今後の事業実施において現金の取扱いを予定する場合は、あらかじめ会計職員の配置手続きを行われたい。

[保育課]

1 組織及び事務事業（平成25年12月31日現在）

保育課の組織は、課長1名、課長補佐2名、係長1名、一般事務職2名、主席主任1名、再任用職員（一般事務職）2名の合計9名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）4名が配置されている。

また、保育所は6か所あり、所長6名、主席副所長4名、副所長2名、主席主任（用務職1名を含む。）9名、主任（看護職1名・調理職2名を含む。）28名、保育職32名、技能長（調理職）1名、主席副技能長（用務職2名・調理職1名）3名、副技能長（用務職1名・調理職3名）4名、調理職9名、再任用職員（看護職）1名の合計99名（育児休業等8名を含む。）が配属され、さらに嘱託職員（看護職）4名及び臨時的任用職員（保育士7.5名・調理師13名・看護師4名・用務員2名）94名が配置されている。

事務事業としては、保育行政に係る調査、研究及び企画、保育行政に係る計画、保育所の設置及び整備、保育料の決定及び徴収、保育所の入所及び退所、保育所の入所基準及び運営、保育指導及び栄養管理に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成25年12月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円、%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
分担金及び負担金	402,602,000	397,369,046	261,176,227	136,192,819	65.73
使用料及び手数料	17,000	18,260	18,260	0	100.00
国庫支出金	183,421,000	159,894,620	133,873,000	26,021,620	83.73
県支出金	251,786,000	99,958,000	71,219,000	28,739,000	71.25
諸収入	19,423,000	15,315,426	13,534,639	1,780,787	88.37
計	857,249,000	672,555,352	479,821,126	192,734,226	

3 指摘事項

- (1) 保育所入所児童の保護者が保育所入所負担金等の徴収金を完納しない場合、芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第3条第1項の規定では、「市長は納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」とあるが、現実には督促状が納期限後30日以上経過して発送されている。督促状の発送は納入の督促とともに、滞納処分の前提となるものであることから、納期限後の20日以内には発送するよう改められたい。

- (2) 延長保育の決定については、あらかじめ、児童の保護者から市長に対して「延長保育利用申込書」が提出され、市長がその内容を審査し延長保育の必要があると認めるときは、「延長保育承諾通知書」により保護者に通知するとされている。しかしながら、現実には延長保育の決定に係る決裁はなく、「延長保育利用申込書」に枠判処理で課長までの押印がされているのみである。しかし、この押印が何のための主旨か明記されておらず、単なる「受理決裁」なのか、あるいは「承諾決裁」なのかが不明確である。この外、納入通知書の決裁も行われていないので、今後、枠判処理の扱いも含めて、受理・承諾・納入通知書の発送等の決裁事務を明確にするよう改められたい。

[健康課]

1 組織及び事務事業（平成25年12月31日現在）

健康課の組織は、課長1名、係長2名、主席主任1名、栄養職2名、保健職7名及び再任用職員（一般事務職、事務補助職、保健職各1名）3名の合計16名（育児休業等2名を含む。）が配属され、さらに嘱託職員（保健師）3名及び臨時的任用職員（事務補助4名・助産師1名）5名が配置されている。

事務事業としては、予防接種、母子保健、救急医療、休日応急診療所、市民の健康づくりの調査、研究及び推進、生活習慣病等市民の検診及び健康相談、健康増進法による健康増進事業、予防接種及び母子保健に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成25年12月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円、%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
使用料及び手数料	41,954,000	27,682,276	27,553,296	128,980	99.53
国庫支出金	26,849,000	0	0	0	—
県支出金	7,961,000	0	0	0	—
諸収入	19,656,000	125,020	125,020	0	100.00
計	96,420,000	27,807,296	27,678,316	128,980	

3 指摘事項

- (1) 保健センター使用料については、各種検診のうち医療機関で検査したものは、無料クーポン券利用者を除き、使用料を医療機関が徴収し領収書を交付し、その後、医師会が使用料の額をまとめて健康課に報告したうえで同課から交付を受けた納付書により医師会が金融機関に納付している。このように、現実には医師会が公金を保管・納入していることから、芦屋市財務会計規則第48条の規定に基づく徴収・収納事務委託契約を速やかに医師会と締結されたい。
- (2) 保健センターについては、その一室が医師会の事務所として使用されているが、この使用については4月1日付で使用許可書（指令書）が作成・通知され、納期限を翌年2月28日として使用料が徴収されている。しかし、行政財産の使用料の徴収に関する条例第3条の規定によると、「使用料を使用開始前若しくは毎月又は毎年定期に納付しなければならない。ただし、使用料は、全部又は一部を前納することができる。」とされていることから、使用

料を一括納付する場合でも、年度末ではなく年度当初のなるべく早い時期に納期限を設けるよう調整されたい。